



# 鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)  
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県公益認定等審議会条例 (1) (総務課) . . . . . 9
	鳥取県福祉のまちづくり条例 (2) (景観まちづくり課) . . . . . 11
	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (3) (職員課) . . . . . 23
	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務 条件に関する条例の一部を改正する条例 (4) (〃) . . . . . 24
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例 (5) (行政経営推進課) . . . . . 26
	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例 (6) (〃) . . . . . 27
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (7) (財政課) . . . . . 31

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県公益認定等審議会条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 公益法人制度改革関連三法の制定により、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することを目的として、現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離し、公益性の有無にかかわらず簡便に法人設立ができる制度が創設された。当該制度においては、公益目的事業を行うことを主たる目的としている一般社団法人及び一般財団法人は、申請して公益認定を受けることができることとされている。
- (2) (1)の公益認定等を行うため、新たに県に合議制の機関を置き、当該合議制の機関は、公益認定に係る県の諮問に対する答申等を行うこととされた。
- (3) (2)に伴い、鳥取県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

2 条例の概要

(1) 趣旨	この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、鳥取県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 組織	審議会は、委員3人以上5人以内で組織する。
(3) 委員	<p>ア 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>イ 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>ウ 委員は、再任されることができる。</p> <p>エ 委員は、独立してその職権を行う。</p> <p>オ 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合等を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>カ 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。</p> <p>キ 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p>
(4) 会長	<p>ア 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>イ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>ウ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>
(5) 専門委員	<p>ア 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>イ 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>ウ 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>エ (3)のオ及びカの規定は、専門委員について準用する。</p>

(6) 会議	<p>ア 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>イ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>ウ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。</p>
(7) 部会	<p>ア 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>イ 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。</p> <p>ウ 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。</p> <p>エ 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p>オ 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>カ (6)の規定は、部会の会議について準用する。</p>
(8) 委任	この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
(9) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県福祉のまちづくり条例の全部改正について

## 1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づくバリアフリー化を進めることにより、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、特別特定建築物に追加する施設及び建築物移動等円滑化基準に付加する事項を定める等所要の改正を行う。

**特別特定建築物** 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数のものが利用する建築物又はその部分をいう。）であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。

**建築物移動等円滑化基準** 移動等円滑化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設）の構造及び配置に関する基準

**移動等円滑化経路** 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路

**視覚障害者移動等円滑化経路** 視覚障害者が円滑に利用できる経路

## 2 条例の概要

(1) 特別特定建築物に次の施設を加える。

ア 特別支援学校以外の学校

イ 公益事業の事務所

ウ 共同住宅、寄宿舎又は下宿

エ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律施行令（以下「令」という。）に規定するものを除く。）

オ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類するもの（令に規定するもの及び福利厚生施設を除く。）

カ 自動車教習所等

(2) 建築物移動等円滑化基準（便所及びエレベーターに係るものの一部を除く。）への適合義務が課せられる特別特定建築物（公衆便所を除く。）の建築の規模を次のとおり引き下げる（引下げ前（令で定める規

模) 2,000平方メートル)。

用 途	規 模
ア 学校(専修学校及び各種学校を除く。)	100平方メートル
イ 学校(専修学校及び各種学校に限る。)	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ウ 病院又は診療所	100平方メートル
エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
オ 集会場又は公会堂	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
カ 展示場	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100平方メートル
ク ホテル又は旅館	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ケ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル
コ 公益事業の事務所	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
サ 共同住宅、寄宿舍又は下宿	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
シ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	100平方メートル
ス 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100平方メートル
セ 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるものを除く。)又は遊技場	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ソ 博物館、美術館又は図書館	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
タ 公衆浴場	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
チ 飲食店	200平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ツ クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
テ 理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ト 郵便局又は銀行	100平方メートル
ナ 自動車教習所等	500平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ニ ターミナル	100平方メートル
ヌ 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1,000平方メートル((3)ア(ウ) aの基準にあっては、100平方メートル)
ネ 公衆便所	50平方メートル

ノ 公共用歩廊	1,000平方メートル((3)ア(ウ)aの基準にあっては、100平方メートル)
---------	---

注 公衆便所は、令に定める規模(50平方メートル)のとおり。

(3) 建築物移動等円滑化基準に次の事項を加える。

ア 特別特定建築物に共通して適用する事項

(ア) 廊下、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路に付加する基準

階段や傾斜路の下端に点状ブロックを設置すること。

(イ) 便所に付加する基準

a 床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

b 1以上の洗面器又は手洗い器には、レバー式、光感知式等による水栓を設けること。

c 1以上の便所にベビーチェアその他乳幼児を座らせる設備を設け、その出入口に表示を行うこと(学校以外の場合に限る。)

d 車いす使用者用便房は、次に掲げるものであること。

(a) くつべら式又は光感知式等による大便器洗浄装置を設けること。

(b) 洗面器又は手洗い器には、レバー式又は光感知式等による水栓を設けること。

(ウ) 移動等円滑化経路に付加する基準

a 移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合等を除き、ひさし又は屋根を設けること。

b 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。

c 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごの内部に鏡及び手すりを設置し、出入口に利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。

d 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

イ ホテル又は旅館の客室に付加する基準

(ア) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。

(イ) 室内は、車いす使用者が円滑に利用することが出来るよう十分な床面積を確保すること。

(ウ) 電話機、コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとするこ

と。

(エ) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達する設備を設けること。

ウ 特別特定建築物のうち一定規模以上のものについて特に付加する事項

(ア) 便所に付加する基準

a (2)の表の工、オ、キ、ク(一部の用途に限る。)、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ、ニ及びネに掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、1以上の便所にベビーベッドその他乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けること。

b (2)の表の工、オ、キ、ク(一部の用途に限る。)、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ及びニに掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、車いす使用者用便房にベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類等の交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

(イ) 移動等円滑化経路等に付加する基準

a (2)の表のウ(一部の用途に限る。)工、オ、キ、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ、ト及びニに掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

b 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

(a) (2)の表の工、オ、キ、ク(一部の用途に限る。)、ケ、セ(一部の用途に限る。)、ソ及び

二に掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる設備を設け、当該設備の出入口には、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）。

(b) (2)の表の工及びセ（一部の用途に限る。）に掲げる特別特定建築物であって、その建築の規模が一定の面積以上のものについては、乳幼児を預かることができる室を設け、当該室の出入口には、その旨の表示を行うこと（他に乳幼児を預かることができる室を設ける場合を除く。）。

エ 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければならない。

オ 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路にしなければならない。

(4) 条例で付加した(3)の基準について、特別特定建築物の増築等の場合における適用範囲を定める。

(5) 適合証の交付

特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させた場合における、適合証明の制度を設ける。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の規定の整備を行う。

エ 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公益法人等に職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣することができる法人を追加する等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員を派遣することができる法人を次のとおり改める。

ア 追加する法人

鳥取県土地開発公社

イ 削除する法人

(ア) 財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

(イ) 財団法人日本建設情報総合センター

(ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げたことを踏まえ、一般職の職員に準じ知事等の期末手当の支給割合の引下げを行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県知事等の期末手当の支給割合を年0.2月分引き下げる。

(2) 教育長の期末手当の支給割合を年0.2月分引き下げる。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県職員定数条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

## 2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	3,047人	3,127人
一般会計支弁に係る職員	3,034人	3,114人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,433人	2,419人
県立学校の職員	2,156人	2,148人
県立学校の職員以外の職員	277人	271人
監査委員の事務局の職員	18人	17人
企業局の職員	70人	71人
議会の事務局の職員	23人	24人
県費負担教職員	4,247人	4,197人

(2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県行政組織条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

次に掲げる施策又は事務の一元化等を図るため、総務部、企画部、生活環境部及び行政監察監について、所掌事務を見直す。

ア 情報化の推進に関する施策

イ 外部団体に対する検査等に関する事務

ウ 暮らしの安心安全に関する施策

(2) 鳥取県総合事務所設置条例、鳥取県福祉事務所設置条例及び鳥取県保健所条例の一部改正

円滑かつ効率的な事務処理体制を確立するため、事務の所掌に係る規定について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

ア 企画部の所掌事務に県の業務に関する情報化の推進に関する事項（現行 総務部の所掌事務）を加える。

イ 生活環境部の所掌事務に犯罪のないまちづくりに関する事項及び交通安全に関する事項を加える。

ウ 行政監察監の所掌事務に公益法人に係る事務の総括に関する事項及び農業協同組合等の検査に関する事項（現行 総務部の所掌事務）を加える。

(2) 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正

ア 八頭総合事務所の所掌事務に労働に関する事務（雇用対策に関する事務に限る。）を加える。

イ 鳥取市及び岩美郡の区域に係る林業に関する事務（林道に関する事務に限る。）は、八頭総合事務所（現行 東部総合事務所）が所掌することとする。

ウ 日野郡の区域に係る福祉保健に関する事務（生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）及び生活環境に関する事務（自然公園に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）は、西部総合事務所（現行 日野総合事務所）が所掌することとする。

エ 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係る林業に関する事務（林道及び林業の普及指導に関する事務に限る。）は、日野総合事務所（現行 西部総合事務所）が所掌することとする。

## (3) 鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正

日野郡の区域に係る福祉に関する事務（生活保護並びに母子及び寡婦に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）は、西部福祉事務所（現行 日野福祉事務所）が所掌することとする。

## (4) 鳥取県保健所条例の一部改正

日野郡の区域に係る保健に関する事務（感染症その他の疾病の予防並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）は、米子保健所（現行 日野保健所）が所掌することとする。

(5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

## 鳥取県基金条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) ふるさと納税制度の創設に伴い、県に寄附された寄附金を、未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策に活用するため、鳥取県こども未来基金を設置する。
- (2) (1)のほか、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が導入されることに伴い、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金を設置する。
- (3) (1)及び(2)のほか、県の厳しい財政状況にかんがみ、定額の資金を運用するための基金について、財政運営上特に必要が生じた場合に処分することができることとする。

## 2 条例の概要

(1) 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（現行 老人保健法）の規定に基づき、次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金	後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てること。

(3) 鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金について、財政運営上特に必要が生じた場合に限り処分することができることとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。



# 条 例

鳥取県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第1号

### 鳥取県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第2項の規定に基づき、鳥取県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員3人以上5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第4条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第5条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5条及び第6条第1項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第10条 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県福祉のまちづくり条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第2号

### 鳥取県福祉のまちづくり条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）の全部を改正する。

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等（第6条 - 第12条）

第3章 特別特定建築物に係る規制等（第13条 - 第24条）

第4章 雑則（第25条）

##### 附則

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断の努力を決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定による特別特定建築物に係る規制の加重その他必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）福祉のまちづくり 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保して、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。

（2）公共的施設等 不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場その他これらに類する施設、車両等及び案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

##### （県の責務）

第3条 県は、市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を促しつつ、これと連携して、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利

便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。
- 3 事業者は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。
- 4 住宅を供給する事業を営む者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

- 2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 県民は、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。
- 4 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるように配慮するよう努めなければならない。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

(基本方針)

第6条 県は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- (1) すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(広報活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第10条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となって福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るものとする。

(支援措置等)

第12条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。

- 2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰

その他の必要な措置を講ずることができる。

### 第3章 特別特定建築物に係る規制等

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校(令第5条第1号に掲げるものを除く。)
- (2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)
- (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (4) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(令第5条第9号に掲げるものを除く。)
- (5) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(令第5条第11号に掲げるもの及び専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)
- (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設(以下「自動車教習所等」という。)

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物(公衆便所を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、令第14条第1項第1号(前条第1号に掲げる学校に適用する場合に限る。 )及び第2号並びに令第18条第2項第5号に定める基準以外の建築物移動等円滑化基準の適用に当たっては、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計100平方メートル(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで(令第14条第1項第1号及び第2号並びに令第18条第2項第2号(建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。 )及び第5号を除く。 )に定める基準及び第16条から第23条まで(第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。 )に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。

(建築物移動等円滑化基準の付加)

第15条 法第14条第3項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第23条までに定めるものとする。

(廊下、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第16条 廊下等の下端近接部分(階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。 )の下端に近接する部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 )をいう。以下同じ。 )には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。 )を敷設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの
- (2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの
- (3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

- 2 階段の踊場等の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該下端近接部分が前項第3号に定めるもの、又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

- 3 傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。  
ただし、当該下端近接部分が第1項各号のいずれかに該当するもの、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (2) 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が容易に使用できる方式の水栓(以下「特定水栓」という。)を設けること。
- 2 前項の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 学校以外の特別特定建築物の建築をする場合にあっては、ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口にその旨の表示を行うこと。
  - (2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。
- 3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便器洗浄装置を設けること。
  - (2) 洗面器又は手洗い器には、特定水栓を設けること。
  - (3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (3) 電話機、コンセント、スイッチその他の滞在者が通常使用する設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設けること。
- (4) 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けること。

(移動等円滑化経路)

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。
  - ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - (ア) 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
    - (イ) 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
  - イ 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
  - ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。
  - イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他に乳幼児を預かることがで

きる部屋を設ける場合は、この限りでない。

ウ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものであること。

ア 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

イ 出入口には、利用者を感じし、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。

ウ 内部に手すりを設けること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

(共同住宅の特例)

第20条 共同住宅においては、道等から各住戸までの経路（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。以下同じ。）のうち1以上を、移動等円滑化経路に準じて高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「準移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準移動等円滑化経路は、別表第7に掲げるものでなければならない。

(公益事業の事務所の特例)

第21条 公益事業の事務所においては、道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路に準じて視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「準視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

2 準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第8に掲げるものでなければならない。

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 当該増築等に係る部分

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室（共同住宅にあっては各住戸を、公益事業の事務所にあっては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を、それぞれ含む。以下同じ。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便所（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 車いす使用者用駐車施設（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

2 知事は、増築等の場合において、第13条、第14条又は第16条から前条までの規定の全部又は一部を適用すると建築物の前項第1号に掲げる部分以外の部分について大規模な改修（知事が別に定めるものに限る。）が必要になり、かつ、その建築主等に当該増築等と併せて当該改修を行うことができないやむを得ない事由があると認めるときは、これらの規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(追加した特別特定建築物に関する読替え)

第23条 第13条各号に掲げる特定建築物に対する第17条第1項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(適合証の交付)

第24条 特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していることを証する書面（以下「適合証」という。）の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該特定建築物が建築物移動等円滑化基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 前項の規定による交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）第4条の規定は、適用しない。

第4章 雑則

（規則への委任）

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、法附則第4条第3項に規定する用途の変更をするものについては、第3章の規定は適用せず、なお従前の例による。

（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
3 <u>鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。）</u>	各市	3 <u>鳥取県福祉のまちづくり条例（平成8年鳥取県条例第18号）に基づく事務のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物及び路外駐車場に係る事務で次に掲げるもの</u> <u>（1）第15条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付</u>	各市



		(2) 第16条の規定による届出の受理 (3) 第17条の規定による指導及び助言 (4) 第18条の規定による届出の受理 (5) 第18条の2の規定による完了検査 (6) 第19条の規定による立入調査 (7) 第24条第1項の規定による通知の受理 (8) 第24条第2項の規定による要請	
4	鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項に掲げるもの	鳥取市、米子市及び倉吉市	鳥取市、米子市及び倉吉市
5	削除		各市町村
略		略	

(検討)

- 5 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1 (第14条関係)

学校(各種学校又は専修学校に限る。)	500平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル
展示場	1,000平方メートル
ホテル又は旅館	1,000平方メートル
公益事業の事務所	1,000平方メートル
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1,000平方メートル
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル
公衆浴場	500平方メートル
飲食店	200平方メートル
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル
理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル

自動車教習所等	500平方メートル
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000平方メートル
公衆便所	50平方メートル
公共用歩廊	1,000平方メートル

別表第2（第17条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	1,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル
公共体育館等（一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。）若しくはボーリング場又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（以下「ターミナル」という。）	100平方メートル
公衆便所	50平方メートル

別表第3（第17条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	2,000平方メートル
集会場又は公会堂	2,000平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	5,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	2,000平方メートル
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	2,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	2,000平方メートル
ターミナル	2,000平方メートル

別表第4（第19条関係）

病院	1,000平方メートル
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	1,000平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	1,000平方メートル
公共体育館等	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	1,000平方メートル
郵便局又は銀行	1,000平方メートル
ターミナル	1,000平方メートル

別表第5（第19条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5,000平方メートル
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	5,000平方メートル
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル

公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	1,000平方メートル
博物館、美術館又は図書館	1,000平方メートル
ターミナル	100平方メートル

## 別表第6（第19条関係）

劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	1,000平方メートル

## 別表第7（第20条関係）

- 1 当該準移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- 2 当該準移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
  - (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - (3) 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - ア 当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合
    - イ 増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。
- 3 当該準移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
  - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (2) 幅は、120センチメートル以上とすること。
  - (3) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
  - (4) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - (5) 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。
- 4 当該準移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
  - (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
  - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - (4) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
  - (5) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
  - (6) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- 5 当該準移動等円滑化経路（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に係るものに限る。）を構成するエレベーター（6に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
  - (1) かごは、住戸、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
  - (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。

- (4) 乗降口ピーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
  - (5) かご内及び乗降口ピーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
  - (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
  - (7) 乗降口ピーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
  - (8) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ピーにあっては、(1)から(7)までに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
    - ア かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
    - イ かご内及び乗降口ピーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
    - ウ かご内又は乗降口ピーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
  - (9) かご内に、戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
  - (10) かごの出入口には、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止する装置を設けること。
  - (11) かご内に、手すりを設けること。
- 6 当該準移動等円滑化経路を構成する知事が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして知事が定める構造とすること。
- 7 当該準移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから各住戸までの部分が次に掲げるものであれば足りる。
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。
    - ア 手すりを設けること。
    - イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
    - ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。
    - ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
    - イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
    - ウ 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
    - エ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
    - オ 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
  - (4) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
  - (5) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
  - (6) 当該通路を縦断し、又は横断する排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設けること。

別表第8（第21条関係）

- 1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 2 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。
  - (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (2) 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- 3 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する階段は、次に掲げるものであること。
  - (1) 踊場を除き、手すりを設けること。
  - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
  - (4) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - (5) 段がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
  - (6) 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。
  - (1) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
  - (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
  - (3) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - (4) 傾斜がある部分の上端及び下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合は、この限りでない。
- 5 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降口ビーは、次に掲げるものであること。
  - (1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
  - (2) かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (3) かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。
  - (4) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
  - (5) かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
  - (6) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
  - (7) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
  - (8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - (9) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他知事が定める方

- 法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (10) かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 6 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
- (1) 車路に近接する部分
- (2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める部分を除く。）
- 7 当該準視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、地形の特殊性により当該通路を次に掲げるものとするのが困難な場合においては、当該通路のうち車寄せから視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの部分が次に掲げるものであれば足りる。
- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段がある部分は、次に掲げるものであること。
- ア 手すりを設けること。
- イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (3) 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- イ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第3号**

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>（2）特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>鳥取県土地開発公社</u></p> <p>オ 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>タ <u>財団法人鳥取童謡・おもちゃ館</u></p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>テ <u>財団法人日本建設情報総合センター</u></p> <p>ト 略</p> <p>（2）特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>社会福祉法人恩賜財団済生会</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第4号**

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2及び3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額 <del>の100分の145</del> に相当する額に、6月に支給する場合においては <del>100分の140</del> 、12月に支給する場合においては <del>100分の150</del> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 5 略	(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2及び3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額 <del>の100分の145</del> に相当する額に、6月に支給する場合においては <del>100分の150</del> 、12月に支給する場合においては <del>100分の160</del> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 5 略

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額 <del>の100分の145</del> に相当する額に、6月に支給する場合においては <del>100分の140</del> 、12月に支給する場合においては <del>100分</del>	(給与) 第2条 略 2及び3 略 4 教育長の期末手当の額は、給料月額 <del>の100分の145</del> に相当する額に、6月に支給する場合においては <del>100分の150</del> 、12月に支給する場合においては <del>100分</del>



の150を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第5号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員 <u>3,047人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,034人</u></p> <p>イ 略</p> <p>（2）教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,433人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,156人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>277人</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）監査委員の事務局の職員 <u>18人</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>（8）企業局の職員 <u>70人</u></p> <p>（9）議会の事務局の職員 <u>23人</u></p> <p>（10）県費負担教職員 <u>4,247人</u></p> <p>2 略</p>	<p>（定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）知事の事務部局の職員 <u>3,127人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>3,114人</u></p> <p>イ 略</p> <p>（2）教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,419人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,148人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>271人</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）監査委員の事務局の職員 <u>17人</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>（8）企業局の職員 <u>71人</u></p> <p>（9）議会の事務局の職員 <u>24人</u></p> <p>（10）県費負担教職員 <u>4,197人</u></p> <p>2 略</p>

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第6号**

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 情報化の推進に関する事項</p> <p>(9)及び(10) 略</p>	<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 情報化の推進に関する事項(県の業務に関するものに限る。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p>(11) <u>農業協同組合等の検査に関する事項</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(企画部の所掌事務)</p> <p>第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 情報化の推進に関する事項(<u>県の業務に関するものを除く。)</u></p> <p>(9)及び(10) 略</p>

<p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第8条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 犯罪のないまちづくりに関する事項</u></p> <p><u>(12) 交通安全に関する事項</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第12条 行政監察監の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県の業務の実施状況の監察に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p>(3) <u>農業協同組合等の検査に関する事項</u></p> <p>(4) <u>建設事業の評価に関する事項</u></p>	<p>(生活環境部の所掌事務)</p> <p>第8条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(行政監察監の所掌事務)</p> <p>第12条 行政監察監の所掌事務は、<u>県の業務の実施状況の監察及び建設事業の評価に関する事項</u>とする。</p>
---	---

(鳥取県総合事務所設置条例の一部改正)

第2条 鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所は同項第9号に掲げる事務を所掌せず、鳥取県八頭総合事務所が所掌する同号に掲げる事務は、雇用対策に関する事務に限るものとする。</u></p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を設置する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前条の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所は、同条第9号に掲げる事務を所掌しない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る前条第2号、第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌し、日野郡の区域に係る同条第2号に掲げる事務及び同条第8号に掲げる事務</u></p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域に係る同表の中欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる総合事務所が所掌する。</p>			<p>(生活環境に関する事務(景観形成に関する事務に限る。))及び建築に関する事務に限る。)は鳥取県西部総合事務所が所掌する。</p>
区域	事務	総合事務所	
鳥取市及び岩美郡	前条第1項第10号に掲げる事務(林道に関する事務に限る。)	鳥取県八頭総合事務所	
八頭郡	前条第1項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務	鳥取県東部総合事務所	
米子市、境港市及び西伯郡	前条第1項第10号に掲げる事務(林道及び林業の普及指導に関する事務に限る。)	鳥取県日野総合事務所	
日野郡	前条第1項第2号に掲げる事務、同項第7号に掲げる事務(生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。 )及び同項第8号に掲げる事務(自然公園に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。 )	鳥取県西部総合事務所	

(鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正)

第3条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る事務は、<u>生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。</u></p>	<p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p>

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第4条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(名称、位置及び所管区域) 第2条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る事務は、感染症その他の疾病の予防並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県米子保健所が所掌する。</u>	(名称、位置及び所管区域) 第2条 略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第7号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後					改正前				
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>18の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の第2欄に掲げる目的に資するため、同表の第1欄に掲げる基金を設置する。</u></p>					<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>17の項</u>までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2及び3 略</p>				
<p>（処分）</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄、<u>別表第2の第5欄又は別表第3の第5欄</u>に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p>					<p>（処分）</p> <p>第7条 基金は、別表第1の第5欄又は別表第3の第5欄に掲げる事由に該当する場合に限り、これを処分することができる。</p>				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は	処分事由

略					略				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
17 鳥 取県 障害 者自 立支 援対 策臨 時特 例基 金	障害者 自立支援 法（平成 17年法律 第123号） に基づく 制度の円 滑な運営 を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	県又は市町 村が行う次の 事業のために 必要な経費の 財源に充てる とき。 （1） 障害者 自立支援法 の施行に伴 う激変緩和 措置として 同法による 障害福祉サ ービスを提 供する事業 者に対して 行う事業 （2） 障害者 自立支援法 による新し い事業体系 への移行等 のための緊 急的な経過 措置のため の事業 （3） その他 障害者自立 支援法の円 滑な運用を 図るために 実施する緊 急的な事業	17 鳥 取県 障害 者自 立支 援対 策臨 時特 例基 金	障害者 自立支援 法（平成 17年法律 第123号） に基づく 制度の円 滑な運営 を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	県又は市町 村が行う次の 事業のために 必要な経費の 財源に充てる とき。 （1） 障害者 自立支援法 の施行に伴 う激変緩和 措置として 同法による 障害福祉サ ービスを提 供する事業 者に対して 行う事業 （2） 障害者 自立支援法 による新し い事業体系 への移行等 のための緊 急的な経過 措置のため の事業 （3） その他 障害者自立 支援法の円 滑な運用を 図るために 実施する緊 急的な事業
18 鳥 取県 こども 未来 基金	未来を 担う子ど もの健や かな成長 に資する 施策のた め県に寄 附された 寄 附 金 を、当該	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な次の経 費の財源に充 てるとき。 （1） 子ども （おおむね 18歳以下の 者をいう。	18 鳥 取県 こども 未来 基金	未来を 担う子ど もの健や かな成長 に資する 施策のた め県に寄 附された 寄 附 金 を、当該	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な次の経 費の財源に充 てるとき。 （1） 子ども （おおむね 18歳以下の 者をいう。



施策の実施に要する経費に充てること。			以下同じ。) の読書環境の充実に係る経費 (2) ジュニアスポーツ (子どもが行うスポーツをいう。) の振興に係る経費
--------------------	--	--	--

--	--	--	--

別表第2 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。
2 鳥取県市町村資金貸付基金	次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資す	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理
1 鳥取県土地開発基金	公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理
2 鳥取県市町村資金貸付基金	次の経費を対象として、市町村に資金を貸し付けることにより、市町村財政の円滑な運営に資す	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理

	ること。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費 (2) その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費					ること。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第1項の規定に基づき市町村が負担する経費のうち道路事業に係る経費 (2) その他知事が資金の貸付けの必要があると認める経費			
3 鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理	財政運営上特に必要があると認めるとき。		3 鳥取県美術品取得基金	美術品を円滑かつ効率的に取得すること。	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	一般会計歳入歳出予算に計上して整理

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康	国民健康保険事業の運営の広域化	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の

別表第3 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
2 鳥取県国民健康	国民健康保険事業の運営の広域化	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の

<p>保険 広域 化等 支援 基金</p>	<p>又は国民 健康保険 の財政の 安定化に 資する事 業に必要 な費用に 充てるこ と。</p>		<p>上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>財源に充てる とき。</p>	<p>保険 広域 化等 支援 基金</p>	<p>又は国民 健康保険 の財政の 安定に資 する事業 に必要な 費用に充 てるこ と。</p>		<p>上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>財源に充てる とき。</p>
<p>3 鳥 取県 後期 高齢 者医 療財 政安 定化 基金</p>	<p>後期高 齢者医 療の財 政の安 定化に 資する 事業に 必要 な費用 に充て るこ と。</p>	<p>(1) 高 齢者の 医療の 確保に 関する 法律第 116条 第5項 及び前 期高齢 者交付 金及び 後期高 齢者医 療の国 庫負担 金の算 定等に 関する 政 令 (平成 19年政 令 第 325号) 第19条 の規定 に基づ き、一 般会計 歳入歳 出予算 に定め る額  (2) 前 期高齢 者交付</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>					

	金等及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合は、1万分の9とする。							
--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。